

まねきTV・ロクラクII

TV番組の海外転送サービスは著作権侵害

永野商店

TV番組を専用機器で受信し、インターネット経由で個人向けに転送するサービス

- 東京地裁:【勝訴】「まねきTV」は適法、テレビ局側の請求棄却 (08/06/20)
- 知財高裁:【勝訴】権利侵害していない。テレビ局側の請求棄却 (08/12/15)
- 最高裁:【差し戻し】侵害と判断、テレビ局側敗訴破棄差戻し (11/01/18)
- 知財高裁:【敗訴】サービス差し止め、テレビ局の訴え認める (12/01/31)
- 最高裁:【敗訴】上告棄却 知財高裁の判決確定 (13/02/14)